四 動力装置の操作（燃料の燃焼により動力装置を駆動させて行う作動点検に係るものを除く。）に関する技術			

（略）

一等航空整備士の資格に係る技能証明の限定の変更	飛行機又は回転翼航空機の型式	学科教育	一　一等航空整備士の資格に係る技能証明の項飛行機又は回転翼航空機の項学科教育の項の科目（第四号及び第五号の科目を除く。）
		実技教育	一　一等航空整備士の資格に係る技能証明の項飛行機又は回転翼航空機の項実技教育の項の科目（第一号の科目を除く。）

備考　（略）

（略）

一等航空整備士の資格に係る技能証明の限定の変更	飛行機又は回転翼航空機の型式	学科教育	一　一等航空整備士の資格に係る技能証明の項飛行機又は回転翼航空機の項学科教育の項の科目（第四号及び第五号の科目を除く。）
		実技教育	一　一等航空整備士の資格に係る技能証明の項飛行機又は回転翼航空機の項実技教育の項の科目（第一号の科目を除く。）
一等航空運航整備士の資格に係る技能証明の限定の変更	飛行機又は回転翼航空機の型式	学科教育	一　一等航空運航整備士の資格に係る技能証明の項飛行機又は回転翼航空機の項学科教育の項の科目（第三号及び第四号の科目を除く。）
		実技教育	一　一等航空運航整備士の資格に係る技能証明の項飛行機又は回転翼航空機の項実技教育の項の科目（第一号の科目を除く。）

			一　整備に必要な知見（動力装置操作等に関する知見を除く。）
（新設）			二　整備に必要な技術
			三　航空機の点検作業

備考　（略）

附　則

この告示は、令和八年四月一日から施行する。